

高教組速報

第12号

(教職員全員配布)

2011年 9月29日

文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

＜公務労組連絡会と人事院の最終交渉＞

激変緩和措置を示したものの「現給保障」廃止の強行、 一時金の据え置き、3年連続の月例給引き下げを回答

全教が参加する公務労組連絡会は28日、人事院勧告に向けて、全国から寄せられたジャンボハガキ(累計4049通)と職場要請決議(累計4937通)を提出し、人事院との最終交渉をおこないました。その主な内容は次のとおりです。

**「現給保障」は来年度から2年間で廃止
「激変緩和」で来年度は上限「1万円」**

大きな焦点だった「現給保障」の廃止について人事院は、職場からの強い抗議に配慮して、来年度から2年間で実施し、来年度については、減額する額の上限を1万円とする「激変緩和」措置をとるとしたものの、「現給保障」廃止の方針は撤回しませんでした。

**一時金(ボーナス)は
民間調査の結果に反して据え置き**

一時金について人事院は、民間調査ではほぼ4.0月になっていることを認めつつも、今回調査をしていない東北3県が支給割合が少ないと推測されるなどとして、昭和30年代の水準である現行の3.95月に据え置くとしました。

**月例給は50歳台で最大0.4%
40歳台以上で0.2%の減額を示唆**

人事院は賃金の官民較差が「0.2%強のマイナス」になる見込みであるとし、民間に比べて公務が上回っている50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いて引き下げを行うと回答しました。具体的には、50歳台の職員が在職する号俸に重点を置いて、最大でマイナス格差の2倍程度の引き下げとし、40歳台前半層が在籍する号俸を目途に収れんさせるとしました。

**「現給保障」廃止・賃下げ勧告に反対し
県人事委員会勧告に向けたとりくみを**

公務労組連絡会は、人事院は「職員の生活改善の視点ではなく、政治家に勧告が受け入れられるかどうかを判断の基準にしている」と批判し、「道理のない賃下げ勧告の強行は断固認めない」と強く抗議しました。しかし、人事院は方針変更の回答をしませんでしたので、明日出される勧告は、上述した内容になると思われます。

私たち高教組は、「現給保障」廃止、賃下げの人事院勧告が出された場合、それを長崎県の教職員に波及させないために、県の人事委員会に向けた署名のとりくみなどを準備しています。

教職員みんなの力で、「現給保障」廃止や賃下げを阻止しましょう。

労働条件を守るのは団結の力で 賃下げを阻止するためにあなたも高教組へ